【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年７月３日
【会社名】	椿本興業株式会社
【英訳名】	TSUBAKIMOTO KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　椿　本　哲　也
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田３丁目３番20号
【電話番号】	06-4795-8803
【事務連絡者氏名】	取締役　常務執行役員　　春　日　部　博
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田３丁目３番20号
【電話番号】	06-4795-8803
【事務連絡者氏名】	取締役　常務執行役員　　春　日　部　博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 椿本興業株式会社東京本社 (東京都港区港南２丁目16番２号) 椿本興業株式会社名古屋支店 (名古屋市東区東桜１丁目14番11号) 椿本興業株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸２丁目15番10号)

1【提出理由】

平成29年６月29日開催の当社第114回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき　金13円

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　1,680,000,000円

（２）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　1,680,000,000円

第２号議案 株式併合の件

１．併合する株式の種類と割合

当社普通株式について、５株を１株に併合

２．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

３．株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

16,000,000株

第３号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を8,000万株から1,600万株に減少させるため、現行定款第６条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第８条を変更する。

また、当該変更の効力発生日を、平成29年10月１日とする旨の附則を設け、同日の経過をもって、本附則を削除する。

第４号議案 取締役８名選任の件

取締役として、椿本哲也、石関春夫、春日部　博、伊藤弘幸、北村　完、香田昌司、新　健一、二宮秀樹を選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、植野禎仁を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（%）	決議結果
第１号議案	26,545	7	0	98.60	可決
第２号議案	26,529	23	0	98.54	可決
第３号議案	26,532	20	0	98.55	可決
第４号議案					
椿本　哲也	26,330	222	0	97.80	可決
石関　春夫	26,531	21	0	98.55	可決
春日部　博	26,538	14	0	98.57	可決
伊藤　弘幸	26,538	14	0	98.57	可決
北村　　完	26,538	14	0	98.57	可決
香田　昌司	26,332	220	0	97.81	可決
新　　健一	26,538	14	0	98.57	可決
二宮　秀樹	26,519	33	0	98.50	可決
第５号議案					
植野　禎仁	26,530	22	0	98.54	可決

（注）各決議事項の可決要件は次のとおりです。

・第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

・第２号議案および第３号議案は議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

・第４号議案および第５号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。